

令和6年度報酬改定により新ひだか児童養育相談センターの報酬単価は次のとおりになります。

児童発達支援

利用料はかかりません。

(3歳児以上の方は国の無償化対象により、3歳児未満の方は新ひだか町児童発達支援等利用者助成金支給要綱による。)

①利用単位は1回947円(基本)

児童発達支援給付費基本部分(定員11人以上20人以下)区分1(30分以上~1.5時間以下)	652 単位
児童指導員等加配加算(常勤換算・経験5年以上)	82 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位
専門的支援体制加算(理学療法士等を配置)	82 単位
中核機能強化事業所加算(地域の障がい児支援の中核拠点と位置付ける事業所)	125 単位

+

②下記加算は利用回数分

家族支援加算(Ⅰ)個別 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)合算で月4回まで	(イ)居宅訪問(1h以上)	300 単位
	(ロ)居宅訪問(1h未満)	200 単位
	(ハ)対面(センター内)	100 単位
	(ニ)オンライン(電話等)	80 単位
家族支援加算(Ⅱ)グループ ※(Ⅰ)と(Ⅱ)合算で月4回まで	(イ)対面(センター内)	80 単位
	(ロ)オンライン(電話等)	60 単位
子育てサポート加算(こどもへの関わり方等を学ぶことができる機会の提供)※月4回まで		80 単位

+

上記①と②単位の合計に、次の処遇改善加算の割合をかけます。

福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	13.1 %
-------------------	--------

放課後等デイサービス

③利用料は1回677円(基本)(個別サポート(Ⅰ)加算対象の方は1回767円、個別サポート(Ⅰ)重度加算対象の方は1回797円)

放課後等デイサービス支援給付費基本部分(定員11人以上20人以下)区分1(30分以上~1.5時間以下)	382 単位	
児童指導員等加配加算(常勤換算・経験5年以上)	82 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位	
専門的支援体制加算(理学療法士等を配置)	82 単位	
中核機能強化事業所加算(地域の障がい児支援の中核拠点と位置付ける事業所)	125 単位	
個別サポート加算(Ⅰ)	※指標判定表の点数等が対象となる方のみ	90 単位
個別サポート加算(Ⅰ)重度	(Ⅰ)か(Ⅰ)重度どちらか	120 単位

+

④下記加算は利用回数分

家族支援加算(Ⅰ)個別 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)合算で月4回まで	(イ)居宅訪問(1h以上)	300 単位
	(ロ)居宅訪問(1h未満)	200 単位
	(ハ)対面(センター内)	100 単位
	(ニ)オンライン(電話等)	80 単位
家族支援加算(Ⅱ)グループ ※(Ⅰ)と(Ⅱ)合算で月4回まで	(イ)対面(センター内)	80 単位
	(ロ)オンライン(電話等)	60 単位
子育てサポート加算(こどもへの関わり方等を学ぶことができる機会の提供)※月4回まで		80 単位

+

上記③と④単位の合計に、次の処遇改善加算の割合をかけます。

福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	13.4 %
-------------------	--------